

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	61 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	37 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月
② 昭和 62 年 11 月
③ 昭和 63 年 1 月
④ 昭和 63 年 5 月

私は、国民年金加入後、夫婦二人分の国民年金保険料を元夫の銀行口座から口座振替により納付していた。

昭和 60 年代に入ってから、元夫の銀行口座の残高が不足して、何回か A 市 B 区役所から保険料未納による督促状を受け取ったことがある。

私は、督促状を受け取るたびに、B 区役所の保険年金課において、送付されてきた納付書で夫婦二人分の保険料 1 万 3,800 円を納付していた。

申立期間の保険料について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その元夫の銀行口座から夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していたとするところ、申立人に係る A 市 B 区の国民年金被保険者名簿には、口座振替名義人として申立人の元夫の氏名が記載され、同口座から夫婦二人分の保険料が口座振替により納付されていることが確認できる。また、申立人は、預金が残高不足で口座振替ができずに納付の催告を受けた場合、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたことを記憶しているところ、元夫は、申立期間①について納付済みであり、申立人の陳述と符合する。

一方、申立期間②、③及び④について申立人は、申立期間①と同様に元夫と一緒に夫婦二人分を口座振替で納付しており、残高不足で未納になり区役所から催告されると区役所において、申立人が夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てている。

しかし、夫婦二人分を一緒に納付したとする元夫についても、申立期間②、③及び④の保険料は未納である。

また、上述の国民年金被保険者名簿に、申立期間②、③及び④に近接する時期に口座振替による納付ではない納付の記載があるところ、申立人は、納付書による保険料納付の時期及び納付回数についての記憶は定かでない。

さらに、申立期間②、③及び④は、1年以内の近接する期間であり、それぞれの間は現年度納付されており、納付済期間をはさんで申立期間②、③及び④の3度の期間の納付記録が、夫婦二人を一緒に誤って未納と記録されたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和62年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年10月まで
② 昭和51年7月から同年12月まで

私は、昭和36年4月ごろに国民年金制度が発足するため、町内会の会計役の方にA市役所B出張所で国民年金の加入手続をしてもらった。

以降は、毎月、自治会の当番の方が自宅に集金に来て、保険料100円を納付し、自治会の会計さん宅に持って行っていた。（申立期間①）

申立期間②についても自宅に隣組の方が来て納付していた。

申立期間が未納であることは納得できないので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入して以降は隣組の集金人に保険料を納付していたと陳述している。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年5月25日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認でき、36年4月に加入手続をしたとの陳述とは符合しない。また、払出時点では、申立期間①の保険料について過年度納付は可能であったものの、その場合、毎月集金人に現年度納付していたとの陳述とは符合しない。

また、A市において納付組織による集金制度の規則が制定されたのは、昭和37年4月であり、申立人が居住していたC地区においては同年9月まではB出張所出張検認が実施されていたことが、当時の広報誌から確認でき、36年4月から自治会の集金人に納付していたとの陳述とは符合

しない。

さらに、申立期間と同期間につき夫の納付記録も未納である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、同払出簿の調査及び旧姓を含む別読みによる氏名検索を行うも、その存在は確認できなかったほか、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、申立期間①直後の昭和37年11月以降については、60歳到達まで申立期間を除き359か月の保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は現年度納付がなされていることが確認でき、申立人の居所及び生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の納付意識の高さに鑑み、この期間のみ保険料を納付しないことは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

昭和42年*月に結婚して以来、国民年金の保険料については国民健康保険の保険料とともに、いつも妻が私の分と一緒に夫婦二人分を納付していた。申立期間当時私たち夫婦はB所でA業務に従事していたが、妻によると保険料は銀行又は信用金庫からB所に来ていた集金人に納付書で納付していたそうである。当時の納付金額は覚えておらず、領収書等も残っていないが、申立期間についても、その前後の期間と同様に保険料は欠かさず納付していたはずであり、申立期間が未納とされているのは納付できない。最近、妻の申立てにより、昭和40年代中ごろで納付記録が訂正された期間があるが、申立期間も記録間違いとしか思えないので、早期の調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年に結婚して以来、いつも妻が自分の分と一緒に夫婦二人分を欠かさず納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、加入月以降平成3年11月に厚生年金保険に加入する直前の月まで、申立期間を除くすべての期間について保険料が納付済みであることが社会保険庁の納付記録から確認でき、申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、市の被保険者名簿においては夫婦いずれについても昭和45年4月から47年3月までが附則18条に基づく特例納付期間とされているのに対し、社会保険庁の特殊台帳においては、申立人については前述と同一の期間が、申立人の妻についてはそれより1

年短い45年4月から46年3月までが特例納付期間とされ、両資料の記録に整合性が見られない。

さらに、昭和47年4月から48年3月までの期間については、申立人夫婦のいずれの場合も申請免除期間とされていたにもかかわらず、行政機関は当該期間のうち、47年4月から同年12月までについて特例納付を受け付けており（後に、この期間は追納期間として変更処理。）、行政側の不適切な対応がうかがえる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録において、昭和45年4月から46年3月までの期間について通常納付から特例納付に、また、47年4月から同年12月までの期間については通常納付から追納に、いずれも平成20年2月に至って初めて記録訂正されていることが確認できる。

このように、申立期間に近接した期間について、行政側の事務的過誤が散見され、納付記録の管理に混乱が生じていたことは明らかであり、申立期間の納付記録についても何らかの過誤が生じた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

昭和42年*月に結婚して以来、国民年金の保険料については国民健康保険の保険料とともに、いつも私が夫の分も一緒に夫婦二人分を納付していた。申立期間当時私たち夫婦はB所でA業務に従事していたが、保険料は銀行又は信用金庫からB所に来ていた集金人に納付書で納付していた。当時の納付金額は覚えておらず、領収書等も残っていないが、申立期間については、その前後の期間と同様に保険料は欠かさず納付していたはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。最近、昭和45年4月から48年12月までの期間について、私の申立てによって当初未納とされていたのが納付済みと訂正されたが、申立期間も記録間違いとしか思えないので、早期の調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年に結婚して以来、いつも自分が夫の分と一緒に夫婦二人分を欠かさず納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、加入月以降平成3年9月に厚生年金保険に加入する直前の月まで、申立期間を除くすべての期間について保険料が納付済みであることが社会保険庁の納付記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、市の被保険者名簿においては夫婦いずれについても昭和45年4月から47年3月までが附則18条に基づく特例納付期間とされているのに対し、社会保険庁の特殊台帳においては、申立人の夫については前述と同一の期間が、申立人についてはそれより1

年短い45年4月から46年3月までが特例納付期間とされ、両資料の記録に整合性が見られない。

さらに、昭和47年4月から48年3月までの期間については、申立人夫婦のいずれの場合も申請免除期間とされていたにもかかわらず、行政機関は当該期間のうち、47年4月から同年12月までについて特例納付を受け付けており（後に、この期間は追納期間として変更処理。）、行政側の不適切な対応がうかがえる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録において、昭和45年4月から48年12月までの期間については、当初未納期間とされていたのが平成20年1月に至って初めて納付済期間（昭和47年4月から同年12月までについては追納期間。）として記録訂正されていることが確認できる。

このように、申立期間に近接した期間について、行政側の事務的過誤が散見され、納付記録の管理に混乱が生じていたことは明らかであり、申立期間の納付記録についても何らかの過誤が生じた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から51年3月まで

昭和51年ごろに父親が、私と妻の二人分の国民年金の加入手続を市役所で行った。父親は20歳までさかのぼって納付してきたと言って、私たち夫婦に国民年金手帳を渡した。また、これからの保険料は自分達で納付しなさいと言ったので、以後は、夫婦二人分の保険料を定期的に納付した。年金記録を確認したところ、夫婦共に父親が納付した期間が未納とされていることが分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年ごろに申立人の父親が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、その際に20歳までの保険料をさかのぼって納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、市の被保険者名簿の記録から申立人夫婦共に昭和52年2月24日になされたものと推定できる。この場合、申立期間のうち、49年12月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっているほか、当時は、特例納付実施時期に該当しておらず、時効が完成した期間の保険料は収納できない。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含めた氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、払出簿の縦覧調査を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立期間のうち、加入手続時点から、納付可能な過年度期間であった昭和50年1月以降についてみると、申立期間直後の51年4月から

52年3月までの保険料は、夫婦共に同年9月に過年度納付されていることが市及び社会保険庁双方の記録から確認できる。また、父親と一緒にさかのぼって納付したとする妻は、50年1月から51年3月までの保険料を、52年5月に過年度納付していることが同様に確認できる。

これらの点を踏まえると、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの保険料については、妻と同様の過年度納付は可能であり、父親が申立人のみ未納とする理由は見当たらず、妻の分と併せて、過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚した昭和 46 年*月以降、平成元年 2 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を自分で納付してきた。

それまで未納とされていた昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間は、領収証書があったので納付が認められたが、申立期間①、②及び③については、領収証書が無いという理由で未納とされたままである。

私は、送られてきた納付書で、保険料をすべて納付してきたのに、未納があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、当初、未納期間とされていた申立期間②直後の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間について、申立人の所持する領収証書に基づき、平成 20 年 11 月 25 日に納付済期間に記録訂正されていることが確認でき、当時の記録管理に不備があったことをうかがわせる。

また、当該領収証書は、社会保険事務所の手書き納付書の領収証書であり、昭和 50 年 5 月 10 日に過年度納付しているが、同じ昭和 49 年度の保険料である申立期間①及び②の保険料が未納であれば、当然、これらの期間も含めて納付書が発行されるものと考えられるところ、当該領収証書には、申立期間①及び②の記載が見られないことから、当該期間は、当時の行政庁において、現年度による納付済期間として把握されていたものとみ

るのが自然である。

申立期間③について、申立人の特殊台帳を見ると、未納の催告が行われたことが記載されており、現年度においては未納であったものと考えられる。

一方、申立人は、昭和 51 年 4 月に付加年金に加入し、平成元年 2 月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間③の 3 か月及び第 3 号被保険者期間を除き、付加保険料を含めて保険料をすべて納付しているなど、納付意識が高かったものと考えられる上、同様の状況にあった申立期間②直後の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付していることなどを踏まえると、申立期間③についても、後に社会保険事務所の納付書により過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

なお、納付期限を過ぎた付加保険料は、制度上、納付することができないものとされていることから、申立期間③については、定額保険料のみを納付していたものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年9月まで

私の父はA社に勤務していたため情報が早く、国民年金制度が始まった昭和36年4月に両親が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚してD市に転居する前の43年9月まで、母が毎月区役所の窓口で、私の保険料を母自身及び姉妹の保険料と一緒に納付してくれていた。

また、私が昭和40年4月から会社に勤務し、厚生年金保険に加入していた間も、母は私の保険料を納付していたと言っている。

母と一緒に保険料を納付していた姉と妹は、申立期間の年金を受給しているのに、私だけ納付記録が抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと申し立てているが、国民年金の被保険者資格は満20歳以上とされていることから、申立期間のうち、申立人が20歳前である37年3月以前の期間は、国民年金の無資格期間であり、国民年金に加入することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和41年8月9日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる上、その資格取得日は、申立人がB社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年7月1日となっていることから、申立人の国民年金の加入手続きは、同社を退職した後に行われたものと推定される。その後、申立人は、C社に再就職した同年12月1日に国民年金の資格を喪失し、43年*月に結婚した後、53年1月14日に任意加入被保険者の資格を

取得していることが、申立人の特殊台帳及び社会保険庁の記録により確認できることから、申立期間のうち、37年4月から41年6月までの期間及び同年12月以降の期間は、記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が、申立期間のうち、国民年金の未加入期間の保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立人の母親が、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉及び妹並びに母親自身についてみると、まず、妹の国民年金手帳記号番号が昭和41年1月26日に払い出され、39年11月から40年3月までの保険料をさかのぼって納付した後は、障害年金受給に伴う法定免除期間となっている。続いて、姉及び母親の国民年金手帳記号番号が、妹の手帳記号番号が払い出された約半年後の41年8月9日に、申立人と一緒に払い出されている上、母親は同日に国民年金に任意加入していることから、この当時において、申立人の母親の国民年金制度に対する意識が高まっていたことをうかがわせる。

また、申立期間のうち、申立人の国民年金被保険者期間である昭和41年7月から同年11月までの期間については、申立人の姉は納付済みであり、申立人姉妹の保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親も、任意加入した同年8月以降、納付済みであることなどを踏まえると、当該期間に係る申立人の保険料についても、一緒に納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から40年3月まで
② 昭和43年8月から44年3月まで

申立期間①については、母親が国民年金の加入手続きをしてくれたと思うが、はっきり覚えていない。国民年金保険料の納付は自分では行っておらず、母親が姉及び兄の分と一緒に納付してくれていたと思う。

申立期間②については、私自身が夫の給料から納付していたので未納であるはずはない。

保険料の納付方法については、集金人に納付したこともあり、郵便局でまとめて納付したこともあるが、申立期間の保険料の納付状況は、はっきりとは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、所持する領収証書から、申立人はその前後の期間である昭和41年度及び42年度並びに44年度の国民年金保険料について、それぞれ年度単位で一括して過年度納付していることが確認できる。

一方、申立期間を含む昭和43年度の国民年金保険料については、社会保険事務所の記録では、申立期間直前の昭和43年4月から同年7月までの4か月の保険料は納付済みとなっている。

しかし、所持する国民年金手帳には当該4か月の印紙検認記録が無いことから、この時の納付も、前後の年度と同様に過年度納付と考えられるが、その場合、年度当初の4か月のみ過年度納付し、申立期間の国民年金保険料のみ未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、別途、昭和42年9月から同年12月までの4か月の国

民年金保険料として、1,550円を45年11月5日に納付した旨の領収証書を所持している。

しかし、当該金額は当時の4か月の保険料額等と一致しない上、昭和42年度の国民年金保険料については、既に約2か月前の昭和45年9月14日に1年分を一括して納付していることが確認できることから、不自然な収納事務が行われていたことがうかがえ、このことが申立期間当時の記録管理に何らかの影響を及ぼした可能性も否定できない。

さらに、申立期間は8か月と短期間である上、仕事も順調であった申立人が、申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置し、申立期間前後の保険料のみを過年度納付したとは考え難い。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月ごろに、国民年金未加入者に対する特別適用対策事業として職権で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、37年2月から38年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、39年1月から40年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付等を行っていたとする申立人の母親は既に他界しているため、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 6 月 13 日から 28 年 3 月 17 日まで
② 昭和 28 年 3 月 17 日から同年 9 月 18 日まで
③ 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 31 年 5 月 20 日から 32 年 11 月 10 日まで
⑤ 昭和 33 年 7 月 1 日から同年 11 月 26 日まで

厚生年金保険加入記録を照会したところ、申立ての 5 社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みとの回答があった。

脱退手当金を受給したとされる昭和 34 年 4 月当時は実家のある A 県 B 市に住んでおり、受給できないはずである。

脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる被保険者番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①、②及び③と申立期間④並びに申立期間⑤はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消が行われていない。

また、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨の記録が無い。

さらに、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 9 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて 3 人であるところ、申立人以外の 2 人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある一方、申立人には「脱」の表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 24 日から 39 年 7 月 21 日まで

A社に勤務していた昭和 36 年 10 月 24 日から 39 年 7 月 21 日までの厚生年金保険加入期間について、照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 41 年 2 月 28 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 40 年 6 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、「会社退職後、結婚するに当たり国民年金に加入するものと思い、自ら手続を行った。」旨陳述しているところ、脱退手当金支給決定前の昭和 40 年 11 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、41 年 4 月以降保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 9 月 9 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社における被保険者期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取っていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が申立期間を含む4回の被保険者期間のうち、申立期間以前の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、異なる被保険者番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿とも重複取消が行われていない。

さらに、申立人は、B社退職直後にパート勤務しながら次の就職先を探し、昭和38年11月に転職したと陳述しているところ、脱退手当金が支給決定された同年7月30日から間もなく、別会社に再就職し、厚生年金保険に加入していることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 32 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の資格取得日が昭和 32 年 11 月 1 日であるとの回答があった。夫は、同社の代表取締役として会社設立時から勤務しており、手元に資格取得日が「32 年 8 月 1 日」と記載された厚生年金保険被保険者証も有るので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 8 月 1 日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を所持している。

また、社会保険事務所の厚生年金保険記号番号払出簿を見ると、申立人に対し、上記被保険者証に記載されている被保険者台帳記号番号と同一の昭和 32 年 8 月 1 日を資格取得日とする記号番号が払い出されているところ、当該取得日については同年 11 月 1 日へと訂正されている。さらに、同払出簿において記載事項に訂正がある者は、備考欄に訂正項目及び訂正年月日の記載があるところ、申立人については当該訂正に係る記載が無く、社会保険事務所における申立期間当時の記録管理が適正に行われていなかったこともうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 32 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 32 年 11 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っていないと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年12月1日）及び資格取得日（昭和22年6月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から22年6月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務した期間のうち、昭和21年10月3日から29年5月1日までの期間の記録が無かったので、社会保険事務所に記録の訂正を求めたところ、平成20年に、「昭和21年10月3日から同年12月1日までの期間及び昭和22年6月1日から29年5月1日までの期間。」が新たな被保険者期間として認められたが、両期間の間である申立期間については認められなかった。

しかし、申立期間もA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書から、申立人が、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所は、申立人からの申し出により、平成20年6月に申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正し、申立人の申立期間に係る資格喪失日を昭和21年12月1日としているが、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日欄に同日の記載が確認できるものの、同名簿においては、資格喪失日欄に標準報酬月額の改定日及び改定の等級が記載されているものが散見され、一方、資格喪失欄に日付だけが記載されて、かつ、備考欄に「退職」の押印が有る者は、名簿の記載どおりに同日付けで資格を喪失していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できるところ、申立人と同様に資格喪失日欄に日付だけが記載され、かつ、備考欄に「退職」の押印が無い被保険者は、申立人のほかに3人見られるが、社会保険庁のオンライン記録において同日付けで資格を喪失している者はいな

い。

さらに、社会保険事務所は、平成 20 年 6 月の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正において、申立人の申立期間に係る資格取得日を昭和 22 年 6 月 1 日としているが、A 社に係る別の被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得欄に同日の記載が確認できるものの、同名簿において、資格取得日欄に申立人と同日の同年 6 月 1 日が記載されている者は申立人のほかに連記で 10 人確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録において同日付けで資格を取得している者はいない。

加えて、A 社に係る前述の二つの被保険者名簿とは異なる別の被保険者名簿を見ると、申立人の標準報酬月額の変更日として昭和 22 年 6 月 1 日の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険庁及び社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の記録管理が不適切であったものと認められることから、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失（昭和 21 年 12 月 1 日）及び取得（昭和 22 年 6 月 1 日）の届出を社会保険事務所に行ったとは認められない。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月26日から44年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、会社の事務所がC県からD県へ移転した時期であるが、継続して勤務していたのは間違いなく、給与支払明細書も有るので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び申立人のA社B支社における昭和43年9月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間は、A社B支社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日から同社C支社の新規適用日までの期間であり、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

しかし、社会保険事務所の同社B支社及び同社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社B支社が適用事業所では無くなった昭和43年10月26日に資格を喪失している15人のうち9人が同社E支社の新規適用日である44年1月1日に同事務所で資格を取得していることが確認できること及び同僚の陳述内容から、A社B支社は、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認される。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主も死亡しているため不明であるが、同社は申立期間において適用事業所ではないことから、社会保険事務所は申立人に係る昭和43年10月から同年12月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24年1月から26年6月までは3,000円、同年7月から27年3月までは3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から27年4月1日まで

私は、昭和23年4月にA社にB業務従事者として入社した。

当時、「B業務に従事は3年、C業務に従事は1年。」とされており、当該事業所にて4年間勤務したが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の資格喪失日が24年1月1日となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での在職については、複数の同僚の陳述等から判断すると、申立期間も同社において継続して勤務していたことが推定できる。

また、申立人はA社にB業務従事者として入社した者は4年間勤務するのが慣例であったと申し立てしているところ、申立人と入れ替わりに入社した同僚からもこれと符合する旨の陳述が得られ、当該同僚には同社においてB業務期間を含め3年11か月の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同時期にB業務従事者として同社に入社し、申立人と一緒に昭和23年8月20日付けで資格を取得している一歳年少の同僚は、約4年後の27年7月1日に資格を喪失するまで被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらのことから、B業務従事者としてA社に入社した社員については、申立人主張のとおり4年間継続して勤務し、同社では当該期間については厚生年

金保険に加入させていたものと考えるのが相当である。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間についても厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社へ入社し、同質の業務に従事していた同僚に係る社会保険事務所の記録から判断すると、昭和24年1月から26年6月までは3,000円、同年7月から27年3月までは3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和44年10月21日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の A社における資格喪失日は、昭和 41 年 8 月 1 日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 41 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生れ
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 8 日から 36 年まで
② 昭和 41 年 6 月 17 日から 44 年 7 月 7 日まで

私は、B社に、昭和 33 年 4 月から 3 年間は勤務した。入社 2 年目と 3 年目に、C社（現在は、D社。）の E 宣伝カーに乗ったことを覚えている。社会保険事務所において、同年 4 月から同年 8 月までの厚生年金保険加入記録しかないのは納得できない（申立期間①）。

また、私は、昭和 38 年 6 月から 44 年 7 月 7 日まで A社で勤務していた。40 年 9 月 1 日まで厚生年金保険に加入していないことは納得しているが、社会保険事務所では、資格喪失日が 41 年 6 月 17 日となっており納得できない（申立期間②）。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間②のうち、昭和 41 年 6 月 17 日から同年 8 月 1 日まで A社に勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所の A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は、昭和 41 年 6 月 17 日と記録されているが、標準報酬月額の変せん欄には、同年 10 月 1 日付けで標準報酬月額を 1 万 8,000 円とする定時決定の記録があり、その後取消訂正の形跡も見られない。また、当該被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日より後に定時

決定の記録がある者が複数名確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人について、昭和 41 年 6 月 17 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、被保険者報酬月額算定基礎届の基準日である同年 8 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 41 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、同年 5 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和 41 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 7 日までの期間については A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間に被保険者資格を有する元従業員 10 人に照会しても、7 人が申立人を記憶していないなど、当該期間における申立人の A 社における勤務の実態は確認できない。

また、元従業員のうち、昭和 41 年 11 月ごろに A 社に入社し、同社において申立人と同じ業務に従事していたとする者が、申立人を記憶していないことから、同年 11 月ごろ以降の申立人の同社での在籍は確認できない。

申立期間①については、申立人は、B 社で勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社は、昭和 36 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の所在も不明であるため、事業所及び事業主から、申立人の申立期間①における同社での勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、社会保険事務所の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①に被保険者資格を有する元従業員 3 人に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人は、入社 2 年目及び 3 年目（昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月まで。）に、C 社の E 宣伝カーに乗車したと陳述しているが、D 社では、E 宣伝カーは昭和 34 年には姿を消したとしており、少なくとも入社 3 年目には、E 宣伝カーに乗ることはできない。

このほか、申立人が、昭和 41 年 6 月 17 日から同年 8 月 1 日までの期間を除き、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 41 年 6 月 17 日から同年 8 月 1 日までの期間を除く期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年10月から13年12月までの期間については36万円、14年1月については30万円、同年2月については32万円、同年3月及び同年4月については30万円、同年5月については34万円、同年6月については36万円、同年7月については32万円、同年8月から15年7月までの期間については36万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成12年10月から15年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から15年8月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成12年10月から15年7月までの期間の標準報酬月額が20万円となっているが、当時の給与明細書では、標準報酬月額が36万円に相当する保険料が源泉徴収されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(36万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額

から、平成12年10月から13年12月までの期間、14年6月及び同年8月から15年7月までの期間については36万円、14年1月、同年3月及び同年4月については30万円、同年2月及び同年7月については32万円、同年5月については34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成12年10月から15年7月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年10月から13年12月までの期間及び14年5月から15年7月までの期間については17万円、14年1月から同年4月までの期間については16万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成11年10月から15年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から15年8月1日まで

社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成11年10月から15年7月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与明細書では、標準報酬月額が17万円に相当する保険料が源泉徴収されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における給与明細書及び源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(17万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の標準報酬のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、平成11年10月から13年12月までの期間及び14年5月から15年7月までの期間については17万円、14年1月から同年4月ま

での期間については16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成11年10月から15年7月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月1日から同年7月16日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を同年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から39年7月16日まで
私の厚生年金保険の記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和38年9月から39年7月まで勤務していたA社の加入記録が欠落していることがわかった。同社勤務当時の給与明細を現在も所持しており、厚生年金保険料も控除されている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。また、同給与明細書の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月1日から同年7月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和39年1月から同年6月までの標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所に保管されている申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所

へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年1月から同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和38年9月1日から39年1月1日までの期間について、当該給与明細書の記録により厚生年金保険料の控除を確認できず、また、申立期間当時、A社で事務を担当していた同僚は「従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったと記憶している。」と陳述していることから、同期間については厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和38年9月1日から39年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月2日から同年4月1日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社し、平成11年9月30日に退職するまで継続して同社に勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。昭和40年4月ごろ同社B工場から同社本社に転勤した際の処理誤りと思われるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社B工場から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 33 年 9 月 20 日まで
年金の請求手続のためC社会保険事務所に伺ったところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。A社を退職した後、すぐにB社に勤務しており、脱退手当金を請求するつもりも機会もなかった。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間について自身で脱退手当金の受給申請手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

そこで、社会保険庁の記録をみると、申立人は、A社を退職した昭和 33 年 9 月から 1 か月半後の同年 11 月 1 日にB社に再就職し、厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できることから、A社退職時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する際、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前後にある2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求とされている。しかしながら、申立人が申立期間を含む3回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、申立期間の前後にある2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和43年1月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月ごろから同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和43年1月ごろからA社に勤めていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元上司及び同僚の陳述から判断して、申立人が昭和43年1月ごろからA社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、A社において、昭和43年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。しかしながら、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は、同年9月4日付けで同年7月1日から同年1月1日に訂正されていることが確認できる。

このため、申立人の申立期間に係る社会保険庁のオンライン記録は、厚生年金保険被保険者資格の取得日について、昭和43年「11月1日」と誤って入力処理されたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和43年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年1月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和39年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月22日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社C営業所に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社本社から同社C営業所に異動した時期であり、会社から発行された経歴証明書もあり、同社に継続して勤務したことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の経歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和39年3月22日に同社本社から同社C営業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の届出に誤りがあったことから、事業主が昭和39年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間うち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社本社から同社C工場に異動した時期であり、会社から発行された在籍証明書もあり、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社作成の在籍証明書、雇用保険の記録及び社会保険事務所の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和28年4月1日に同社本社から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和30年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和23年ごろにA社の社長に誘われ、同社に入社し、61年12月に退社するまで転勤はあったが、継続して勤務した。30年5月1日から同年6月1日の期間は同社からC社に転勤した時期であるが、この期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の社員職歴カード及び人事記録並びに同僚の陳述から判断すると、申立人は同社及びC社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年6月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。また、申立人のA社からC社への異動発令日は29年12月1日であるが、その後も引き続きA社で厚生年金保険の加入を継続させ、30年5月1日に被保険者資格を喪失させていることが確認できる。

このことから、A社はC社が適用事業所となるまでの申立期間については、引き続き申立人を厚生年金保険に加入させる意思があったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社。）C支社における資格喪失日及び同社D営業所における資格取得日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月23日から36年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和34年2月に入社し、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和35年12月1日にA社C支社から同社D営業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D営業所における昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月15日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和20年4月に同社に入社し、申立期間も継続して働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員名簿及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和20年10月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳における昭和20年3月の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC組織における資格取得日に係る記録を昭和36年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月5日から37年2月21日まで

私は、昭和36年9月5日にA社を退職し、同日付けで同社内のC組織に異動した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、事業所内の組織への異動であるため空白期間があることが納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録カード、C組織役員名簿及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間もC組織に継続して勤務し（昭和36年9月5日にB社からC組織に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC組織における昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所の資格喪失日に係る記録を昭和38年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から38年1月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。確認できる資料は残っていないが、昭和35年2月から39年4月まで同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の取締役及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間も同社B事業所で継続して勤務し(昭和38年1月21日に同社B事業所から同社C事業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和37年6月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月及び51年8月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月
② 昭和51年8月から52年11月まで

私は、A県B市C町（現在は、D市。）からE市D区へ転居して1か月ほど経過した昭和52年10月ごろ、E市D区役所から国民年金保険料が未納となっている旨の督促状と納付書を受け取った。

当時は、経済的に非常に厳しかったが、国民年金の保険料納付は続けていこうと思い、昭和52年12月又は53年1月ごろにD区役所で未納となっている保険料をまとめて納付した。

納付金額は3万8,000円ぐらいだったと思う。

申立期間①及び②について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月又は53年1月ごろに、E市D区役所で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人のA県からE市D区への転入は、昭和53年5月であることが戸籍附票により確認できるところ、国民年金の住所変更手続は、この時期以降に行われたことが推認される。

当時、市町村においては、転入者からの国民年金の住所変更手続がなければ、被保険者情報が無く、制度上、国民年金の住所変更手続が行われるまでの間は、被保険者に対して保険料の催告などを行うことはできず、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の国民年金資格記録をみると、申立期間①及び②当時の申立人の国民年金資格は、昭和50年10月16日に資格を取得、52年10月1日に資

格を喪失となっていたことが、申立人に係る特殊台帳の記載から確認できる。申立人に係る社会保険庁のオンライン記録が、平成2年8月付けで、昭和50年9月9日に資格を取得、52年12月1日に資格を喪失に記録訂正されるまでの間、申立人は申立期間①、及び申立期間②のうち、同年10月及び同年11月については国民年金未加入期間であったことが確認できるところ、未加入期間の保険料は、制度上、納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和55年6月に50年10月から51年7月までの10か月分の保険料4万円を特例納付していることが確認できるところ、申立人がまとめて納付したとする金額である3万8,000円ともおおむね符合することから、保険料をまとめて納付したのはこの期間であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、申立期間当時に国民年金加入手続を行った記憶は無く、国民年金手帳を受領した記憶も定かでないが、申立期間の国民年金保険料は、区役所から2か月に一度ぐらい来訪する集金人に私自身が納付していたと思う。

当時、保険料は納付書で納付し、集金人から領収証書をもっていたと思うが、よく覚えていない。

申立期間について、保険料を納付した記録が無く、未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月ごろに払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所がそれぞれ保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から同年5月まで

私は、昭和46年*月に結婚したが、その前後に夫が、A市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続をしてくれたと思う。

申立期間の保険料は、私が、毎月自宅に来る集金人に納付していたが、いつからか定かではないが、自宅に郵送されてきた納付書を使用して、金融機関で保険料を納付するようになった。

私の保険料は、毎月、自身で納付してきたのに、申立期間について未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和46年*月ごろに、夫が、A市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立人が申立期間の国民年金保険料を毎月、納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市で昭和50年7月に夫婦連番で払い出されている上、申立人が、47年7月1日に国民年金被保険者の資格を取得したことが、申立人に係る特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳により確認でき、申立期間の申立人は、国民年金未加入者であったことが確認できる。

国民年金の未加入者は、国民年金保険料を納付することができず、申立人は制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年3月までの期間、45年4月から48年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、同年7月から50年2月までの期間及び同年3月から54年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から39年3月まで
② 昭和45年4月から48年3月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで
④ 昭和49年7月から50年2月まで
⑤ 昭和50年3月から54年2月まで

母が、昭和38年11月ごろに私の国民年金に加入してくれ、私が結婚するまでの間の私の国民年金保険料を母が、A市B区（現在は、A市C区。）の実家に来ていた集金人に納付してくれていた（申立期間①）。

昭和45年*月に結婚してA市D区へ転居したが、夫は、厚生年金保険に加入しており、その被扶養者となったため、夫の給料の中から私の国民年金保険料が天引きされていたと思う（申立期間②）。

昭和46年12月ごろにA市C区に転居してE業店の経営を始めて、店が繁盛したので48年4月から夫の扶養から外れて同年4月から欠かさず自分で保険料の納付をすることにし、当時、私は忙しかったため、夫が代わりに私の保険料を納付書により金融機関で納付してくれていた（申立期間③、④及び⑤）。

また、昭和50年3月に国民年金資格を喪失した覚えは無い（申立期間⑤）。

しかし、納付記録をみると申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料が未納と記録されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、母が、国民年金に加入してくれ、申立期間

①の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 7 月ごろに A 市 B 区（現在は、C 区。）で払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料は現年度納付できず、母が、集金人に保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間①の保険料納付状況等の詳細は不明である。

申立期間②について、申立人は、夫が厚生年金保険に加入しており、夫の被扶養者であったため、申立期間②の国民年金保険料は、夫の給料から控除されて納付されていたと申し立てている。

しかし、申立人に係る A 市 C 区の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 46 年 12 月に不在被保険者として社会保険事務所に進達されていることが確認できる。申立人は、45 年 4 月に A 市 D 区へ結婚のため転居したとしているが、転居先での国民年金の住所変更手続きが行われず、所在が確認できなかったことにより不在者として取り扱われたものと推認される。

不在者については、その所在が判明するまでの間、行政機関は、集金人の訪問及び納付書の送付など保険料の徴収などは行わないため、申立期間②について、申立人に対しても保険料の徴収は行われなかったと考えるのが自然である。

また、基本的に、国民年金保険料を配偶者の給与控除で納付することはなく、A 市では、例外的に数社の企業についてのみ、社員の配偶者を対象に納付組合が存在したとしているが、申立人の夫が当時勤務していた会社には納付組織は存在しなかったとしている。

申立期間③及び④について、申立人は、昭和 48 年 4 月から夫が、保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人に係る特殊台帳を見ると、未納となっている申立期間③及び④について、昭和 51 年度に催告されたことが記録されているが、それに基づき過年度納付された事蹟^{じせき}は見当たらない。

また、申立人は、催告を受けたことの記憶は無く、過去の保険料をさかのぼって納付したかどうかについてもよく分からないとしているところ、当時、保険料を納付していた夫も、申立期間③及び④の保険料納付についての記憶も定かでない。

申立期間⑤について、申立人は、国民年金の資格を喪失した覚えは無く、申立期間③及び④と同様に夫が、保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人は、昭和 50 年 3 月 25 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した上、申立期間⑤直後の 54 年 3 月 5 日付けで国民年金に任意加入被保険者として再加入していることが申立人に係る特殊台帳に記載されており、申立期間⑤は、国民年金の未加入期間であったことが確認できるところ、未加入期

間の保険料は、制度上、納付することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間①、②、③、④及び⑤について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年12月まで

昭和44年*月に結婚して間もなく、A区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。A区に住んでいたころは、妻が区役所に夫婦二人分の保険料を納付していた。子どもが生まれる前にB市の文化住宅に引っ越したが、それからは自宅近くに住んでいた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

A区に住んでいたころ及びB市で文化住宅近くのマンションに転居してからは、ほかの人と一緒に納付していた訳ではないので、未納の記録となっ
ていてもどうしようもないが、文化住宅に住んでいた申立期間は、集金人は
近所も回っていたのだから、納付していたことに間違いはない。申立期間の
保険料が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月の結婚後、夫婦同時に国民年金に加入し、以後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、特に、B市に転居してからの申立期間は間違いなく保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、手帳の発行日から申立人に国民年金手帳が払い出されたのは昭和46年3月23日であることが確認できる一方、申立人の妻の手帳記号番号は55年6月3日に払い出されており、夫婦同時に加入したとの陳述と符合しない。また、申立人の手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄にはA区に保険料を現年度納付したことを示す検認の押印が確認されるものの、46年度以降の同記録欄には検認の押印が無い。この点について、当時の市区町村の保険料収納方式は、A区では47年度まで、B市においても49年度までは印紙検認方式であったことから、少なくとも申

立期間のうち、昭和47年1月から50年3月までの期間の保険料を申立人が集金人に現年度納付していたとの陳述に符合しない。

また、申立人はB市に転居後の昭和47年1月から53年12月までの期間を申立期間として申し立てているが、申立人が国民年金にかかる住所変更手続をB市で行ったのは55年4月であることが申立人の特殊台帳及び申立人所持の国民年金手帳より確認でき、この住所変更が行われるまでB市では申立人の現年度保険料を収納することはできないほか、申立人は56年12月に、この時点でさかのぼって納付が可能な54年1月から55年3月までの保険料を過年度納付していることが特殊台帳から確認できる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の居住地を管轄する社会保険事務所で申立期間を含む昭和46年7月から53年12月の手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、当時の隣人は、申立人が保険料を納付していたとする集金人が集めていたのは国民健康保険料であると陳述しているほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年12月まで

昭和44年*月に結婚して間もなく、A区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。A区に住んでいたころは、私が区役所に夫婦二人分の保険料を納付していた。子どもが生まれる前にB市の文化住宅に引っ越したが、それからは自宅近くに住んでいた集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

A区に住んでいたころ及びB市で文化住宅近くのマンションに転居してからは、ほかの人と一緒に納付していた訳ではないので、未納の記録となっ
ていてもどうしようもないが、文化住宅に住んでいた申立期間は、集金人は
近所も回っており、納付していたことに間違いはない。申立期間の保険料が
納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月の結婚後、夫婦同時に国民年金に加入し、以後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、特に、B市に転居してからの申立期間は間違いなく保険料を納付していると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入記録をみると、申立人の夫の手帳記号番号が昭和46年3月23日に払い出されている一方、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは55年6月3日であることが手帳記号番号払出簿より確認でき、夫婦同時に加入したとの陳述と符合しない上、払出時点において、申立期間のうち、47年1月から52年12月までの期間は制度上保険料を納付することはできない。一方、53年1月から同年12月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるところ、申立人は保険料を集金人に現年度納付していたと陳述しており、符合しない。

また、申立人は手帳記号番号が払い出された後の昭和 56 年 12 月に、この時点でさかのぼって納付が可能な 54 年 1 月から 55 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが申立人の特殊台帳から確認できる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓も含めての氏名検索を行ったほか、当時の居住地を管轄する社会保険事務所で申立期間を含む昭和 46 年 3 月から 53 年 12 月の手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、当時の隣人は、申立人が保険料を納付していたとする集金人が集めていたのは国民健康保険料であったと陳述しているほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの期間、平成2年3月から同年9月までの期間及び同年11月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から42年12月まで
② 平成2年3月から同年9月まで
③ 平成2年11月から6年3月まで

申立期間①については、国民年金にいつ加入して、いつから保険料を納付していたのかは知らなかった。しかし、昭和50年ごろに、元妻が母から36年からの会計の帳面20冊ぐらいを引き継ぎ、元妻からこの引き継いだ帳面の同年のところに、私の保険料2か月分2,600円と書いていたのを見た、平成15年ごろに聞いた。

また、元妻が母から昭和36年から保険料を支払っていると聞いたとも言っていた。保険料の納付は母が納付していたので詳しくは分からないが、申立期間の保険料を納付したと思う。

申立期間②及び③については、A市B区で両親と住んでいたが、働いた給与は、C市の信用金庫に振り込んでいた。C市に住んでいた元妻はこの口座から国民年金保険料及び国民健康保険料として3万5,000円を引き出し、母に届けていた。母は、年金の保険料を支払っていたと思う。元妻は、平成6年ごろの保険料は、2か月分が1万2,000円であったと言っている。

申立期間①、②及び③については、母が保険料を納付していたと思う。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の資格に関する記録をみると、手帳記号番号払出簿から、昭和43年12月10日に記号番号が払い出されていることが確認できる。この手帳記号番号の払出時点では、申立期間①のうち、36年4月から

41年9月までの保険料は時効により納付できない。

また、申立期間①のうち、昭和41年10月から42年12月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親も既に死亡しており、この間の事情を聞くことができなかった。

さらに、申立人が元妻から聞いたとする昭和36年の保険料額2か月分2,600円は、当時の保険料月額が100円であり陳述とは一致しない。

申立期間②及び③について、申立期間②及び③を含む、昭和61年4月から平成2年9月までの期間及び同年11月から7年3月までの期間が未納の記録となっているが、申立人は、この間の記憶が曖昧で、保険料を納付したとする期間を特定することができない。

また、申立期間③について、申立人が元妻から聞いたとする平成6年ごろの保険料額2か月分1万2,000円は、当時の保険料が同年1月から同年3月までは月額1万500円、同年4月からは月額1万1,100円であり陳述とは一致しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和62年1月から同年3月まで

申立期間①については、A県B市で両親と同居し、両親の店の手伝いをしていた。国民年金の加入は、両親が手続をして、保険料は両親が納付していた。詳しいことは、両親が納付していたので分からない。

申立期間②については、C県D市で夫が店を自営していたので私も手伝っていた。昭和47年に誰かから加入するようにと聞き、夫婦二人で国民年金に加入した。保険料の納付は、集金人が来ていたので、私が夫婦二人分の保険料を納付した。納付すると集金人が領収書を発行して、その領収書を年金手帳にホッチキスで留めていた。しかし、申立期間②前後の領収書はあるが、申立期間②の3か月の領収書はない。

申立期間①については、両親が納付していた。また申立期間②については、私が夫婦二人分を一緒に納付した。申立期間①及び②が未納とされていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料については、申立人の両親が納付していた。また申立期間②の保険料については、夫婦二人分を一緒に納付したので未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の資格に関する記録をみると、2つの手帳記号番号があり、昭和35年12月ごろにA県B市で払い出された手帳記号番号と45年9月30日にC県D市で払い出された手帳記号番号が国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

申立期間①について、保険料はB市で払い出された記号番号による納付となるが、申立人所持の昭和35年12月22日にB市で発行された年金手帳を見ると、申立期間①には、納付があれば押されるべき検認印が無い。

この場合、申立期間①の保険料は現年度納付されたとは考え難く、過年度納付が必要であるが、申立人は保険料納付に関与しておらず、B市で申立人の保険料を納付していた申立人の両親も既に死亡しているために、この間の事情を聞くことができなかった。

また、申立期間①前の昭和36年10月から37年3月までの期間の保険料は同年7月20日に、同年4月から38年3月までの期間の保険料は39年3月30日にそれぞれ過年度納付されており、当時保険料の納付が滞っていたものと考えられる。

さらに、申立人所持の国民年金手帳を見ると申立期間①の印紙検認記録欄に昭和37年度の過年度納付領収書が貼付されていることから、申立人の両親は申立期間の保険料を納付済みであったと錯誤していたものと考えられる。

申立期間②について、B市で払い出された記号番号は、昭和50年11月にD市で払い出された記号番号に統合されており、申立期間②の保険料については、D市で払い出された記号番号での納付となる。

そこで、申立期間②をはさむ、昭和60年4月から63年3月までの納付状況を見ると申立期間のみの領収書が無く、その前後の期間の領収書が年金手帳に貼付されていることが確認できる。申立人は保険料を納付した際、集金人が領収書を年金手帳に貼付してくれたと陳述しているが、仮に申立期間の保険料を納付したのであれば、この間の領収書が貼付されていないのは不自然である。

また、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の夫も同一期間の保険料は未納である。

さらに、申立期間②直前の昭和61年10月から同年12月までの保険料は、62年6月6日に過年度納付されており、当時、何らかの事情により納付が滞ったことも否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から平成元年3月まで

私は、婚約したころ、母が年金のことを気にし出し国民年金の加入手続きしてくれた。加入手続き及び保険料納付はすべて母任せだったので、当時のことはよく分からないが、大学卒業までさかのぼって納めたこと、そして、その金額が高かった話を聞いた覚えがある。

年金に加入しておきながら、3年間も支払っていなかったという状況が不思議でならない。

母は、現在入院しており当時の記憶が定かでないため、はっきりしたことを確かめることはできないが、必ず納めているはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続きをし、大学卒業までさかのぼって保険料を納めたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、前後の手帳記号番号から平成元年7月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間のうち、昭和61年4月から62年5月までの保険料は、時効の成立により、制度上、納付することはできない。

また、昭和62年6月から平成元年3月までの保険料は、過年度納付することが可能であるが、保険料を納付していたとする申立人の母親は、当時の記憶が定かでなく、この間の事情を聞くことはできなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から61年3月まで

私は、昭和56年5月にA市からB市に引っ越してきた。転居手続きの時、サラリーマンの妻は任意加入になるが納付しなければ受給額が少なくなると説明を受け、「任意加入します。」と言った記憶がある。

将来受給する年金が少なくなると聞けば必ず加入手続きをして、保険料を納付しているはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市の窓口で任意加入の説明を受け、必ず加入手続きをし、保険料納付していると申し立てている。

そこで、申立人の資格に関する記録をみると、B市の記録から、昭和56年5月7日に任意喪失の記録が確認でき、申立期間は任意未加入期間となり保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する年金手帳の資格記録欄を見ると、社会保険庁の記録と同じく昭和56年5月7日付けで国民年金任意喪失と記載されており、申立人自身も国民年金加入状況を認識できていたと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び41年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年10月から47年3月まで

私は、昭和36年、自宅を訪ねてきたA市役所の集金人に勧められ、地区の公民館で国民年金の加入手続を行った。A市に住んでいた申立期間①は、自宅を訪ねてくる集金人に半年ごとに600円を納付した。

申立期間②のうち、B市に住んでいた昭和41年ごろ、自宅を訪ねてくる集金人に半年ごとに2,000円から3,000円までの保険料を納付した。

申立期間②のうち、C市に住んでいた昭和42年以降は自宅を訪ねてくる集金人に半年ごとに5,000円から9,000円までの保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年、国民年金の加入手続を行い、A市に住んでいた申立期間①は集金人に半年ごとに600円の国民年金保険料を納付し、申立期間②のうち、B市に住んでいた41年ごろは、集金人に半年ごとに2,000円から3,000円までの国民年金保険料を納付し、申立期間②のうちC市に住んでいた42年以降は、集金人に半年ごとに5,000円から9,000円までの国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金加入時期をみると、社会保険庁の記録から、昭和39年5月1日に強制加入被保険者となったことが確認できる。この場合、申立期間①のうち、36年4月から39年4月まで

の期間は国民年金に未加入であり、申立人は制度上国民年金保険料を納付できない。

また、申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和40年7月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、加入手続を行った時点において申立期間①のうち、39年5月から40年3月までの国民年金保険料は過年度納付の手続が必要であり、集金人に国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間②について、申立人の住所地をみると、申立人は昭和41年にA市からB市に転居し、42年にはC市D町へ転居、51年5月にC市E町へ転居したと陳述している。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳及びC市の被保険者名簿を見ると、昭和51年5月にその住所地がA市からC市へ変更されており、その間に居住していたとするB市への住所変更手続がなされていないことが確認できる。また、特殊台帳の記録を見ると、A市を管轄するF社会保険事務所からB市を管轄するG社会保険事務所へ移管されたのは45年6月になってからであり、この時点では申立人は既にC市へ転居している上、G社会保険事務所からC市を管轄するH社会保険事務所へ移管されたのは、51年9月になってからである。これらのことから、申立期間②当時、申立人が居住していたとするB市及びC市では、申立人を国民年金加入者として把握しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったものと推定できる。

また、C市で申立人の住所変更手続がなされた昭和51年5月の時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により、特例納付を除き納付することができず、同年5月に、47年4月から49年3月までの国民年金保険料を特例納付したことが確認できるものの、納付状況に関する申立人の記憶は定かでない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から平成 5 年 4 月までの付加保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成 5 年 4 月まで

私は、国民年金の制度があることを知り、また、隣人に勧められたことから、昭和 51 年 1 月に私自身が区役所に出向いて国民年金に任意加入する手続きを行い、以降は、区役所又は郵便局で保険料を納付してきた。また、52 年 1 月からは付加保険料も納付してきた。

昭和 61 年 10 月に夫が死亡し、国民年金の 1 号被保険者資格の取得手続き時に、付加保険料を納付する申し出を行い、以降は、定額保険料と付加保険料を郵便局で納付していた。また、開始時期は覚えていないが、銀行の口座振替を利用して納付していた。

社会保険庁の記録では、平成 5 年から付加保険料を納付していることとなっているが、昭和 61 年 10 月から付加保険料を納付しているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 10 月に第 3 号被保険者から第 1 号被保険者となった際、付加保険料を納付する申し出を行い、定額保険料と併せて納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の付加保険料の納付申出に係る記録をみると、申出年月日は平成 5 年 5 月 31 日であることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、制度上、申立期間について付加保険料を納付することはできない。

また、申立人の取引銀行における国民年金保険料の口座振替記録をみると、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から平成 5 年 5 月までの期間（71 か月）の振替金額は、すべて定額保険料のみの引落しとなっていること

が確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが確認でき、同期間は制度上付加保険料を納付することはできない。

このほか、申立期間の付加保険料の納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から49年12月まで
昭和51年ごろに義父が、私と夫の国民年金の加入手続を市役所で行った。義父は20歳までさかのぼって納付したと言って、私たち夫婦に国民年金手帳を渡した。また、これからの保険料は自分達で納付しなさいと言ったので、以後は、夫婦二人分の保険料を定期的に納付した。年金記録を確認したところ、夫婦共に義父が納付した期間が未納とされていることが分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年ごろに申立人の義父が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、その際に20歳までの保険料をさかのぼって納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、市の被保険者名簿の記録から申立人夫婦共に昭和52年2月24日になされたものと推定できる。この場合、申立期間の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっている。

また、加入手続時点から納付可能な過年度期間であった昭和50年1月以降の納付記録をみると、52年5月及び同年9月の2度に分けて過年度納付されていることが市及び特殊台帳双方の記録から確認できることから、加入手続時点から納付可能な過年度期間の保険料について、義父がさかのぼって納付したことが推測できる、また当時は、特例納付実施時期に該当しておらず、時効が完成した期間の保険料は収納できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含めた氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社

会保険事務所において、払出簿の縦覧調査を行ったがその存在は確認されず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から45年5月までの期間及び46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から45年5月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで

昭和41年ごろ、出張所へ用事で行った時に、窓口で国民年金の加入を勧められた。最初は役所の方が集金に来て、3か月の保険料を一度に納めた。金額は3か月で450円だったと思う。年金手帳に印紙を貼^はり割印をしていた。いつからかは覚えていないが、役所へ納めに行ったり、銀行振り込みになったりしたと思う。昭和48年度分を昭和48年3月27日に納めた。当時、25年間納めるには60歳まで納めても不足すると聞いた。60歳になってから5年加入したので30年納付済みと思っていたら296か月となっており、調べてもらったところ申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろ、市の出張所へ用事で行った時に、国民年金の加入手続を行い、すべて現年度納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、申立人の国民年金の加入手続時期は、市の被保険者名簿の作成日が昭和48年2月27日であることから、同年2月ごろになされたものと推定できる。この場合、申立期間①の保険料については、時効の成立により、制度上、既に納付できない。

また、申立人について、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の縦覧調査を行い、また、旧姓を含め氏名の別読みによる検索を行ったが、その形跡は見当たらなかった。

次に、申立期間②についてみると、申立人の加入手続時点では、申立期間②

の保険料については過年度納付が可能であったものの、申立人は一貫して現年度納付を主張し、過去の分をさかのぼって納めた記憶は無いと陳述していることから、納付していなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間①及び②の期間は、延べ6年度にまたがる57か月間に及び、行政側がこれほど長期にわたり事務的処理の誤りを行ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から7年6月まで
昭和41年12月に夫婦一緒に国民年金に加入した。56年ごろから平成7年8月まで、私はA社でパート社員として働いており、その収入で国民年金保険料を納めていたので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年ごろから平成7年8月まで、パート社員として働いて得た収入で、国民年金保険料を現年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、平成5年10月9日に資格を喪失し、7年7月20日付けで任意加入していることが、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録の双方の記録から確認できる。この場合、資格喪失日以降、任意加入日前である申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料は納付することができない。

また、第1号被保険者である申立人は、満60歳に達した日に資格を喪失するため、申立期間の保険料を納付するためには60歳到達後、直ちに任意加入の手続を行う必要があるものの、申立人自身、満60歳時点で手続したかどうか覚えていないと陳述するなど、手続時期をめぐる記憶は定かではない。

さらに、申立人は老齢基礎年金を62歳で繰上げ受給したので、その少し前に役所へ相談に行ったと思うと陳述しているところ、繰上げ受給すると年金額が減額されることから、少しでも年金額を増やすために、行政側がその時点で任意加入の勧誘を行った可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から44年7月まで

私は、昭和39年4月から国民年金に加入し、保険料を納付していたが、夫が同年10月に厚生年金保険に加入した際、近所の人から私の年金は国民年金又は厚生年金保険のどちらかひとつを選択しなければいけないと言われたので、国民年金の保険料を納付することを中止した。その後、私の聞いたことが間違いとわかり、時期はよく覚えていないが、上記期間の保険料を区役所の窓口で一括納付したのに、納付したこととされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に再加入した後、申立期間の保険料を一括して納付したと申し立てている。

そこで、社会保険庁の記録をみると、申立人は、昭和39年10月1日に国民年金被保険者の資格を喪失し、44年8月27日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、保険料を一括納付したとする時期及び納付金額についてよく覚えていないとし、領収証書も受け取った記憶が無いと陳述している上、申立人から提出のあった申立期間の保険料を納付した証拠とするメモを見ると、申立期間とは時期を異にする「平成11年月掛13,300」の記載が確認でき

るなど、不合理な点が多い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から51年12月まで

私がA市B区に転居した昭和41年ごろから、自宅に集金人が来るようになり、私か母が私の国民年金保険料を集金人に納付していた。

母からいつも「親が死んだ後のために、国民年金の保険料は支払っておくように。」と教えられていたので、申立期間が未納とされているはずがない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろから、申立人又はその母親が申立人の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続を行った時期等については記憶が無いと陳述している。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、A市B区（現在は、A市C区。）において、昭和54年6月11日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の加入手続が行われたものと推定される。したがって、申立期間は、加入手続前の期間であり、申立人又はその母親は、集金人に保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、加入手続が行われたとみられる昭和54年6月時点において、制度上、納付が可能であった申立期間直後の52年1月から54年3月までの27か月の保険料を過年度納付するとともに、36年4月から40年6月までの51か月の保険料を、54年6月から55年6月までの期間内に分割して特例納付していることが確認でき、これらの納付月数を含めて、申立人の60歳期間満了までの納付月数は300か月になることから、当該過年度納付及び特例納付は、申立人の年金受給資格期間である300か月(25年)を

最低限確保するために行われたものとみるのが自然である。しかし、これらの納付についても、申立人は、自ら行ったという明確な記憶は無く、既に亡くなっている申立人の母親が納付したのかも知れないと陳述している。

さらに、申立人又はその母親が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人も、昭和 54 年当時に発行されたとみられる印紙検認記録欄の無い年金手帳以外に年金手帳は所持していないと陳述している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年6月までの期間及び42年4月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年6月まで
② 昭和42年4月から54年6月まで

私は、昭和36年4月ごろ、通知がきたのでA市B区役所へ行き、国民年金保険料を納付した。その時、6か月の丸い印が押せる白い手帳をもらったことを覚えている。その後、同市C区に転居する37年7月までの間に、何回か同じようにB区役所へ保険料を納付しに行ったのに、申立期間①がすべて未納とされているのでよく調べてほしい。

また、C区に転居後しばらくは、保険料を納付していないが、夫が会社勤めをするようになった昭和42年4月ごろから、私がバスに乗ってC区役所（現在は、D区役所。）へ行き、私の保険料のみを納付してきたことを覚えているので、申立期間②についても納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間のすべてを納付した訳では無く、当時、生活が苦しく保険料の150円を納付するのが厳しかったことを鮮明に覚えており、その後、記憶は定かでないが、何回か区役所へ行ったことがあるので、ほかにも納付済期間があると思い申し立てたと陳述していることから、当時の納付状況等の記憶が不明確であり、納付したとする具体的な期間を特定することが困難である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月11日に夫婦連番で払い出されていることから、当時、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思を有していたことをうかがわせるところ、夫婦の納付記録をみると、ともに手帳記号番号が払い出された当初の同年4月から同年6月までの保険料を

納付しているが、申立期間①は、申立人の夫も同様に未納となっている。

申立期間②について、申立人は、A市C区(現在は、A市D区。)に転居後しばらくは、保険料を納付した記憶が無く、その後の国民年金関係の事務及び保険料の納付は、既に亡くなっている申立人の夫がすべて行っていたため、詳細は分からないとし、社会保険庁の記録で納付済みとなっている昭和40年ごろの保険料の納付についても、申立人は関与していないと陳述しているが、申立人の夫が会社勤めをするようになった42年4月ごろからは、申立人が、C区役所(現在は、D区役所)まで行き、申立人の保険料のみを納付していたことを覚えているので、申立期間②の保険料については、納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の資格記録をみると、申立人の夫が会社に勤務し、厚生年金保険に加入した昭和42年4月1日に強制加入被保険者の資格を喪失し、申立期間②直後の54年7月25日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間②は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、これら申立人の資格の取得及び喪失が行われた事情について記憶が無いとし、申立人の夫が申立人の知らないうちに事務を行ったものではないかと陳述している。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間②の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間②に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、申立人から要望のあった異なる生年月日を含めて各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間②直後の昭和57年7月以降の保険料については、すべて申立人のみが納付済みとなっていることから、申立人が区役所で申立人のみの保険料を納付してきたとする記憶は、同年7月以降の記憶であったものとみるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から43年9月までの期間及び同年12月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から43年9月まで
② 昭和43年12月から44年3月まで

私は、昭和38年8月に自営業を開業し、39年7月に国民年金の資格を取得した。夫婦二人分の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、すべて妻が行っていたので、いつごろ加入したのか詳しいことは分からないが、妻が定期的に来る集金人に現金を手渡すと、手帳の右側に印紙を貼^はり、納付年月日の入ったゴム印を印紙の上と左側の欄に押し、用紙が一杯になると、集金人が右側の印紙を切り取って持って帰るのを見たことがある。

また、最近、自宅において未使用の450円の国民年金印紙が6枚見つかったので、不信に思い社会保険事務所に問い合わせたところ、「勝手に購入したのでしょうか。」と言われたが、当時2,700円も支払って、ほかに使い道の無い印紙など購入するわけがない。

未使用の印紙があること及び、上記期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金の加入手続は、申立人の妻が行ったので、加入時期等の詳細は分からないとし、申立人の妻も既に亡くなっているため、当時の具体的な加入状況は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和43年11月29日に妻と連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の妻が夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったものと推定される。この時点において、申立期間①のう

ち、同年3月以前の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、基本的に、印紙による現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の妻が、申立期間①のうち、昭和43年3月以前の保険料を集金人に印紙納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその妻に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間①及び②は、平成9年4月に厚生年金保険の期間が追加されるまで、申立人と同様に未納となっている。

加えて、申立人は、保険料の納付についても直接関与していない上、申立人の妻が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人の所持する未使用の450円の国民年金印紙について、当時、国民年金印紙は、基本的に市町村の窓口又は集金人から購入する以外に方法が無く、申立人の場合、集金人に保険料を納付していたとしていることから、集金人から購入したものと考えられる。また、申立人及びその妻に係る保険料月額450円に該当する期間である昭和45年7月から47年3月までの期間は、当時、ともに納付済期間となっていることを踏まえると、このうちのいずれかの期間に対して納付された印紙であったものとみるのが自然であり、集金人に保険料を納付する際、国民年金手帳が見当たらなかった等、その場で手帳に印紙を貼付できない何らかの事情があったものと考えられる。なお、申立人は、当時の国民年金手帳を紛失し所持していないと陳述しているので、国民年金手帳自体によって上記の事情を確認することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年12月まで

昭和57年ごろ、区役所から国民年金の加入勧奨の通知を受けた後、区役所の窓口で加入手続を行い、手帳は郵送で受け取ったはずである。

申立期間の保険料は、昭和59年1月24日に区役所で、保険料を納付しないと、将来その分の年金がもらえなくなるとの話を聞いたため、納付書を発行してもらい、同日に郵便局で、申立期間を含む55年4月から57年3月までの2年の保険料をまとめて納付した。

その後、保険料を誤って納付したので還付するとの通知及び還付金を受領した記憶も無いのに、申立期間の保険料が還付済みとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものの、還付された記憶は無いと申し立てているところ、申立人が申立期間の保険料を納付したことについては、所持している領収証書により確認できる。

しかし、特殊台帳を見ると、申立期間を含む昭和55年度及び56年度の国民年金保険料が一括していったん納付された後、昭和59年1月31日付けで、昭和55年度のうち、申立期間の保険料3万3,930円が還付決定決議された記録がある。

また、当該領収証書の日付印を見ると、昭和59年1月24日となっており、この時点においては、本来、領収分のうち、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない期間に当たり、当該還付決定に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付された記憶が無いと主張するのみで、還付に係る事務的処理が適正になされなかったこと及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から42年3月まで

私は、昭和39年7月に入籍したことを契機に妻と共に国民年金と国民健康保険に加入した。

年金記録を詳細に見て、はじめて加入月数と納付済月数との差に気がついた。

3か月ごとに集金人に納付したはずの夫婦二人分の保険料が、昭和39年7月から42年3月までの期間について未納とされている。

申立期間に係る保険料も納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入籍を契機に夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料について、3か月ごとに集金人に夫婦二人分を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和42年12月1日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、39年12月以前の保険料は制度上納付することができず、また、40年1月から42年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料が同年4月19日に一括して納付されていることが確認でき、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付

していたとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人の国民年金保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、申立期間の保険料について、過年度納付及び特例納付を行った記憶は無いと陳述している。

そのほか、申立人の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から42年3月まで

私は、昭和39年7月に入籍したことを契機に夫と共に国民年金と国民健康保険に加入した。

年金記録を詳細に見て、はじめて加入月数と納付済月数との差に気がついた。

3か月ごとに集金人に納付したはずの夫婦二人分の保険料が、昭和39年7月から42年3月までの期間について未納とされている。

申立期間に係る保険料も納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入籍を契機に夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料について、3か月ごとに集金人に夫婦二人分を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和42年12月1日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、39年12月以前の保険料は制度上納付することができず、また、40年1月から42年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料が同年4月19日に一括して納付されていることが確認でき、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付

していたとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料について、過年度納付及び特例納付を行った記憶は無いと陳述している。

そのほか、申立人の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月から40年3月まで
20歳になった時に、A区役所からの案内を受けて国民年金加入手続きを行い、3か月ごとに区役所で国民年金保険料を納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。
なお、申立期間当時の日記を保有しており、年金のことが記載してある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年9月に、区役所で国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、38年12月以前の国民年金保険料は制度上納付することはできず、39年1月から40年3月までの保険料は区役所で納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出時点及び前後の手帳記号番号に資格取消が多く見られることなどから、国民年金未加入者に対する適用特別対策事業として職権で払い出されたものと考えられ、自らの意思で加入手続きを行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間当時の自身の日記に年金のことが記載してあると申し立てているが、その日記の記載内容を見ると、「厚生年金保険」という語句はあるものの、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付につ

いての記載は確認できなかった。

加えて、申立期間は43か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から50年11月まで
昭和43年に会社を辞めて家事に専念した時に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。
申立期間の保険料は、定期的に送付されてきた納付書で納付していた。
領収書は、縦12センチメートル、横17センチメートルぐらいでうす茶色だったことを覚えている。平成15年まで領収書を保管していたが、処分してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年にA区で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、特殊台帳を見ると、申立人は、昭和50年12月20日にA区で国民年金の任意加入手続を行っていることが確認でき、この時点において、申立期間は国民年金の任意未加入期間となるため、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ても、昭和49年度以降から使用されている三制度共通様式のものであり、申立ての加入時期と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月6日から31年4月1日まで
② 昭和31年4月1日から35年9月1日まで
③ 昭和35年9月1日から39年1月21日まで

社会保険庁の記録によれば、A社に勤務した昭和21年12月6日から39年1月21日までの期間が脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金を請求も受給もしていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和39年4月7日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後21ページ（計420人）に記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した30人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め28人みられ、その全員が資格喪失後約4か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金

が支給決定される直前の昭和 39 年 2 月 1 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 6 月から実家が経営する A 社で勤務していたが、平成 10 年に社会保険事務所から届いた文書により、この期間に厚生年金保険に加入していたこと、及びその期間は脱退手当金支給済みであるという事実を知った。

社会保険事務所に確認したところ、脱退手当金は弟が受け取っているということだったので、弟に社会保険事務所で書類等を確認してもらったところ、「脱退手当金受取りのサインは自分の字に間違いないが、全然覚えがない。」とのことであった。

脱退手当金は、私も弟も受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 42 年 1 月 20 日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は 41 年 9 月 8 日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の脱退手当金は、社会保険事務所の窓口において現金払い（当地払）されており、その受領については、A 社の事務担当者である申立人の実弟に対する申立人名義の委任状が確認できる上、実弟名義の署名及び押印がなされた領収書が保管されている。このことについて、実弟は、当該脱退手当金の請求手続を行った旨陳述し

ていることから、上記委任状に沿う委任がされたものと認められ、これらからすると、当時申立人の家族による請求が行われたものとするのが相当である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後で別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したため異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月ごろから 44 年 4 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について記録が無いとの回答があった。
私は、昭和 40 年 8 月に A 社を退職し、いったん郷里に戻ったが、1 年ぐらい経ったころ、同社の社長に呼び戻されて再入社し、44 年 4 月ごろまで勤務した。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 50 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、また、元事業主は、申立期間当時の資料を保管していないことなどから、申立人の申立期間における同社での勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人及び元従業員は、申立期間当時の A 社の従業員数について、20 人から 25 人であるとしているところ、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の被保険者数は 12 人から 18 人と少なく、複数の元従業員が、「申立期間当時、手取り収入を増やすために、あるいは夫の被扶養者になるために、本人の希望で社会保険に加入しない者もいた。」と陳述していることから、同社では、必ずしも従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではないことが推認される。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者記録の有る者のうち 7 人が A 社において複数回の資格の取得及び喪失を繰り返していること

が確認でき、同社が、これらの資格の取得及び喪失についても適切に届出を行っていることが認められることから、このような同社が3年間の申立期間の間、特段の理由もなく、申立人の資格取得届等を行わなかったとは考え難い。

加えて、当該被保険者名簿には、申立期間において、健康保険整理番号に欠番は無く、また、仮に申立人の資格取得届が提出された場合、その後2回の算定基礎届及び資格喪失届が行われるところ、これら4回の届出について社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、申立人に係る申立期間の資格の取得及び喪失届は社会保険事務所に提出されていないと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から52年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与の額と大きく異なる低い額になっていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与について、毎年1万円ずつ昇給し10万円まで給与が上がっていたのに、社会保険事務所の標準報酬月額の記録はこれに見合うものとなっていないと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同時期に被保険者記録の有る女性従業員3人の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額である。

また、当該被保険者名簿において、上記3人の従業員の申立期間における標準報酬月額の推移をみると、申立人の記録とほぼ同様の昇給の変化となっている。

さらに、A社は、昭和52年8月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていて関連資料が保存されておらず、代表経営者も死亡等のため、これらの者から申立人の申立期間に係る給与額、給与昇給時期及び標準報酬月額等を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時、給与支給明細書等の交付を受けていなかったため、保険料控除額は不明であるとしている。

このほか、社会保険事務所の記録に、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正等、不自然な点は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年12月25日から35年9月1日まで
② 昭和41年2月1日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和25年にA社に入社以来、B社及びC社と事業所名の変更はあったが、事業主及び所在地は同一の事業所であり、43年11月に退職するまで、継続して勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立てに係る事業所(A社、B社及びC社)は、同じ事業主が同一の所在地で経営していた事業所であることが確認でき、同僚の陳述から判断して、申立期間①及び②も含めて、申立人がこれらの事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和31年12月25日に厚生年金保険の適用事業所で無くなり、B社は、35年9月1日に適用事業所となっている。また、同社は41年2月1日に適用事業所で無くなり、C社は、同年3月1日に適用事業所となっている。これらのことから、申立てに係る3事業所は、申立期間①及び②において、いずれも厚生年金保険の適用事業所では無かったことが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなったときに被保険者資格を喪失した同僚は、その後も昭和34年ごろまで引き続き同社に勤務したとしているが、当該期間の被保険者記録は無く、B社が適用事業所となったときに被保険者資格を取得した同僚2人は、自身の入社時期をそれぞれ32年又は33年としているが、同社が適用事業所となるまでは被保険者記録が無い。

加えて、事業主は既に死亡しており、C社の取締役であった事業主の妻は、「保険料控除に関しては、事務手続に関与していないため不明。」と陳述しており、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 34 年 8 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、同社B営業所で営業職の正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が昭和34年8月31日より前から同社B営業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が入社時に既に同社B営業所に在籍していたとする上司及び同僚の同社における被保険者資格取得日は、昭和32年1月又は33年5月であることが確認でき、また、34年より前に同社で被保険者資格を取得している複数の元従業員は、いずれも「同社B営業所の事務所は、もともと木造の貸しビルにあったが、昭和34年に自社ビルを建設し、同年、同社B営業所は自社ビルに移転した。」と陳述しているところ、申立人及び申立人と同期入社という同僚は、「入社時に同社同営業所は自社ビルにあった。」と陳述していることから、申立人の入社時期は昭和34年以後であることが推認される。

さらに、A社において営業業務に従事していた複数の従業員の同社における資格取得日は、すべて、各人が記憶している自身の入社日から6か月から1年6か月後であることから、同社では、営業職員に係る厚生年金保険の加入手続を、入社日から一定期間経過後に行っていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 32 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社（現在は、B社。）C事業部で正社員としてD業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立期間当時の雇用保険加入台帳及びA社C事業部の元従業員の陳述等から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、同社C事業部に勤務していたことは推認することができる。

一方、A社C事業部の複数の元従業員は、「申立期間当時、同社C事業部の社員の雇用区分には、E業務従事者とF業務従事者とがあり、E業務従事者は、入社後一定期間、同社C事業部以外の事業所での教習が義務付けられていたが、F業務従事者は同社C事業部以外の事業所での教習は無かった。」と陳述しているところ、このことにつき、申立人は、「一貫して、同社C事業部で勤務し、同社C事業部以外の事業所で教習を受けたことは無い。」と陳述していることから、申立人は、同社C事業部にF業務従事者として雇用されていたと推認することができる。

また、当該元従業員は、「A社C事業部では、F業務従事者として採用した従業員を、入社後、直ちには社会保険に加入させなかったのではないか。」と陳述しているところ、社会保険事務所のA社C事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の紹介により同社C事業部に入社したことから、申立人と同様にF業務従事者であったと考えられる申立人の弟及び申立人が氏名を記憶し、同期入社で同一業務に従事していたとする同僚の被保険者

記録は確認できないことから、同社C事業部では、F業務従事者として雇用した作業員については、入社後直ちには社会保険加入手続を行っていなかったことが推認される。

さらに、前述の被保険者名簿においては、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 16 日から 46 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間が未加入である旨の回答をもらった。同社には、夜間の大学に通いながら間違いなく昭和 46 年 1 月 31 日まで働いていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び申立人の同級生の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人を含む51人が昭和43年5月から44年3月までの間に7回に分けて資格を取得し、そのうち44人が申立人の資格喪失日と同時期の同年2月26日から同年4月26日までの間に資格を喪失していることが確認できる。これについて、当該資格の取得及び喪失記録の有る者のうち照会に回答のあった6人は、いずれも、「当時は大学生でアルバイトとして勤務していた。当時は厚生年金保険への加入は知らなかった。」と陳述しており、また、そのうち2人は、「昭和43年に新館が増築され大量のアルバイトが採用された。」と陳述している。

さらに、前述回答者のうち2人は、大学卒業後にA社に正社員として入社しているが、昭和44年4月に入社した者は、「同期入社の子社員が38人もいた。このときにアルバイトの厚生年金加入をやめたのではないか。」と陳述していることから、同社では、同年4月前後の時期に、従前は厚生年金保険に加入させていたアルバイトの勤労学生について、以後は加入させない方針に変更した

ことが推認される。

加えて、申立人に係る厚生年金基金及び雇用保険の記録は、社会保険事務所における厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立期間における保険料控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで
② 昭和 62 年 2 月 1 日から 63 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に私の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、当時代表取締役として勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当時B社及び同社が商号変更した後のA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立期間①はB社及びA社が、厚生年金保険の適用事業所ではない期間に当たる。

このことについて、申立人は、当時厚生年金保険など社会保険事務手続についての詳細は分からないと陳述している。一方、申立人は、昭和 61 年 7 月 24 日からA社の代表取締役であったとも陳述しており、申立人が同社の代表取締役となった以降の期間について、厚生年金保険の適用状況等を知り得る立場であったと考えられる。

また、B社及びA社が、申立期間中に厚生年金保険の適用事業所となっていないにもかかわらず、給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いほか、当時の従業員から、「両社が適用事業所ではない期間について、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨の陳述が得られた。

申立期間②についても、同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間当時A社の代表取締役として勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間②はA社が適用事業所ではない期間に当たる。

このことについて、上記同様に申立人は、厚生年金保険など社会保険事務手続についての詳細は分からないと陳述している。一方、申立人は、当時A社の代表取締役であったと陳述しており、申立期間における厚生年金保険の適用状況等を知り得る立場であったと考えられる。

また、A社の同僚から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除についての具体的な陳述を得ることはできない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①及び②における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月から26年7月1日まで

私は、A社に昭和22年10月から26年6月末まで勤務したが、私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所で勤務していたことは間違いないので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶するA社の複数の役員の氏名及び同社の所在地が商業登記簿の記載内容とおおむね一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、商業登記簿に記載されている当時の代表役員等も既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することはできなかった。

また、社会保険庁の被保険者記録によると、申立人が名前を挙げたA社の複数の役員は、同社において厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間中は別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できるほか、申立人は、「A社では父親が経理責任者の一人であり、一緒に勤務していた。」と陳述しているものの、その父親の同社での厚生年金保険の加入記録も確認できない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらず、このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月ごろから 48 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 5 月ごろに A 社（現在は、B 社。）に入社し、49 年 6 月末に一度退職した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。申立期間は給料から保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における A 社での在職については、同僚及び同事業所の回答から推認できる。

しかしながら、申立期間前から A 社で勤務していた当時の事業主の親族は、「入社当初は社会保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入したのはその後になってからである。」と陳述していることから、申立期間当時、同事業所では従業員全員を入社と同時に社会保険に加入させていた訳ではなかったことが推定できる。

さらに、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、同年 7 月以降、申立期間を含め A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得する前月の 48 年 6 月までの期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間中に資格を取得している者が 11 名みられるものの、健康保険証の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、申立期間当時、同事業所で社会保険の事務を担当していた事業主は既に亡くなっており、同僚からも申立人の申立期間における保険料控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月から同年 12 月まで
② 昭和 52 年 2 月から同年 9 月まで

申立期間①はE市のA社にD業務従事者として勤務していたのに厚生年金保険の記録が抜けている。また、申立期間②はF市のB店に勤務していたのに厚生年金保険の記録が抜けている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げている同僚の記録がA社の厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。また、同名簿から任意に抽出し照会した同僚から、「申立人の入退社時期は覚えてないが、一緒に勤務していた。」との陳述が得られたことから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は、既に亡くなっているため申立人の厚生年金保険料控除等について確認できないほか、事業主の親族からは、「給料計算及び社会保険事務の手續については、一切を税理士事務所(事務所名不詳)に任せていた。仮に、社会保険に未加入であるにもかかわらず厚生年金保険料を源泉控除していたとすると、税理士事務所では保険料預り金と納入告知額に齟齬が生じ、当時問題になったはずであることから、申立人については、加入を検討しようとした矢先に退社する意思を示したなど、何らかの事情から加入手続を行っておらず、保険料も控除していなかったと思う。」との陳述があった。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もみられない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①において申立人に該当する記録は確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人はF市駅前に所在したB店という名称の食堂に勤務していたと申し立てしているところ、F市税務担当課から、「課税台帳等によると、B店は確かにF市駅前に所在したが、申立期間当時は個人事業所であった。同事業所がC社として法人化した日は平成元年*年*日で、12年*月*日に閉鎖の記録となっている。」との回答が得られた。

そこで、C社の商業登記簿を調査すると、事業主、所在地及び事業目的等が申立人の陳述と符合することから、申立人は法人となる前のB店に勤務していたことが推認される。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立期間後の平成2年2月1日になってからであり、申立期間当時、B店は適用事業所となっていない。

また、事業主からは「当時は個人商店であり、各店舗の店長に対し、職員採用に当たっては、各自で国民年金及び国民健康保険に加入するよう説明を行うよう指導していた。したがって、適用事業所となる前に社会保険料を控除するようなことはしていない。」との陳述が得られ、申立人も保険料控除については具体的には何も覚えていないとしている。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間②に申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月20日から22年7月21日まで

私は、昭和21年3月に義務教育を修了し、同年4月から24年9月までA社B工場C課に正社員として勤務していた。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社B工場における資格取得日が昭和22年7月21日となっていた。

入社日が昭和21年4月20日と記載されたA社発行の用紙を保管していたこともあり、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和21年4月20日にA社B工場に入社した際に、すでに同工場C課に在籍していた同僚であったとして名前を挙げた複数の同僚の氏名が、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上に、申立期間前に資格を取得している同僚の加入記録も確認できるものの、申立人より先に入社したとされる上記同僚のうち、自分は入社日に被保険者資格を取得したと回答している3人の資格取得日をみると、いずれも申立人の入社日とされる同年4月20日以降となっていることが確認でき、申立人に記憶違いがある可能性も否定できない。

また、A社B工場の同僚は、同社は、戦後の昭和21年1月ごろに再設立された事業所であり、当時製品が製品化されるまでは1年程度期間を要していたことから、申立人が入社したとする同年4月時点において、同社にはまだC課は設置されていなかったと陳述しており、このことは、C課が新しくできたので勤務しないかと誘われ入社したと陳述している同僚の資格取得日が同年10月であることとも符合している。

さらに、A社B工場の事業主の所在は不明となっており、申立人の勤務の実態及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することが

できない。

なお、申立人は、A社B工場が発行した、「入社日が昭和21年4月20日と記載された用紙。」を保管していたとするが、現在は紛失したとしておりその内容を確認することができない。

このほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 ごろ から 57 年 4 月 ごろ まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間は、「A店」で店長として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に「A店」で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとする「A店」は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、「A店」の事業主及び従業員の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、「A店」に当該店舗の関連会社から従業員が派遣されていたとしているが、申立人は、関連会社の名称を記憶しておらず、関連会社から派遣されていたとする従業員の所在も不明である。

加えて、申立人は、申立期間に雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 21 日から 34 年 2 月まで
② 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 26 日から 42 年 7 月まで

私は、昭和 30 年 5 月に A 社に入社し、34 年 2 月まで同社 D 営業所に勤務した。当時、私は定時制高校に通学しながら働いていたが、会社の人から「学生だが厚生年金保険には加入させている」と言われたことを覚えている。しかし、社会保険事務所では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。(申立期間①)

また、昭和 39 年 7 月からは B 社に勤務した。同社は、40 年に C 社と名称変更したが、42 年 7 月ごろまで同社に継続して勤務した。しかし、社会保険事務所では、当該勤務期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。(申立期間②、③)

いずれの申立期間も、A 社又は C 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 30 年 5 月から定時制高校を卒業するまでの 4 年間、A 社 D 営業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社 D 営業所は、昭和 39 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主は死亡している上、申立人が記憶している同僚 2 人(申立人の叔父及びその子)も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、社会保険事務所の A 社 D 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会しても、回答のあった 3 人は、いずれも申立人を記憶していない。

さらに、当該被保険者名簿を見ると、申立人が記憶している同僚2人は、申立人と同一日の昭和31年4月21日に資格を喪失していることが確認でき、また、両名共、申立期間に厚生年金保険の加入期間はない。

申立期間②については、申立人は、B社又は同社が名称変更したC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、申立人の被保険者資格の喪失日と同一日の昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、一方、C社は、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の同年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていて、申立期間は、両事業所とも適用事業所ではない。

また、社会保険事務所のB社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間前後に被保険者記録のある元従業員に照会したところ、回答のあった6人のうち2人は、「申立期間はB社が倒産した混乱期であり、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

申立期間③については、申立人は、C社を退職したのは昭和42年7月ごろであり、申立期間も同社に勤務して、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、社会保険事務所の記録では、昭和40年9月28日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元従業員の1人は、「昭和41年まで同社に勤務したが、退職のころまで給与から保険料を控除されていたという記憶はない。」と陳述している。

また、C社は、昭和49年に解散しており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会しても、申立期間に申立人が同社に勤務していたことを覚えている者はいない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
: ② 昭和 37 年 10 月 28 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月に B 社を退職後、すぐに A 社に継続して勤務した。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 社における厚生年金保険加入は、昭和 37 年 6 月 1 日から同年 10 月 28 日までとなっており、その前後の期間である申立期間の加入記録がない。

申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B 社を退職後、すぐに A 社に入社し、申立期間①において同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社の事業主の親族であり、昭和 30 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 1 日までの間、同事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員は、自身が勤務している間、同事業所に申立人が勤務していたことは無く、また、自身が結婚した時期と関連して申立人が入社したのは同年 5 月より少し後であったと記憶しており、その陳述は具体的で不自然さはみられない上、申立人もこの従業員と一緒に勤務したことは無いと陳述している。

さらに、申立人は、入社した時期に C 社からの仕事を A 社が受注し、同期入社した複数の同僚が入社後すぐに、その仕事に従事することになったと陳述しているところ、申立人と同様、昭和 37 年 6 月 1 日に資格を取得している従業員が 9 人確認でき、そのうち連絡のとれた者は、C 社の仕事に従事していたと陳述している。

加えて、前述の A 社の事業主親族に当たる従業員は、C 社からの仕事を受注したのは昭和 37 年 2 月ごろであり、本格的に操業を開始した時期は同年 6 月ごろからであったと陳述している。

また、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい

て申立期間①の健康保険整理番号に欠番は無い。

なお、申立人は、昭和 36 年 8 月に B 社を退職後、すぐに A 社において継続して勤務していたと申し立てているところ、社会保険庁の記録において、申立人が B 社において被保険者資格を喪失したのは 37 年 8 月 1 日であることが確認できる。

申立期間②については、申立人が昭和 37 年 12 月 1 日に B 社に入社するまでの間、A 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人の A 社を辞めた時期についての記憶はあいまいであり、また、申立人が申立期間の在職について証言してくれるとして名前を挙げた元同僚 2 人のうち、連絡の取れた元同僚は、申立人が在職していたことは記憶しているが、その勤務期間については記憶にないとしており、さらに、申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況等については分からないとしている。

このほか、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 29 日から 29 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 4 月に A 社に入社し、29 年 8 月 1 日に次の会社に入社するまで継続して同社に勤務した。

それなのに、社会保険事務所には、A 社での厚生年金保険の加入記録が昭和 28 年 6 月 29 日までしか無く、納得できない。

申立期間当時は、7 人兄弟の長男として、生活が苦しかったこともあり、1 日も休まず働いていたので、申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 29 年 8 月 1 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は昭和 37 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、また、事業主及び総務担当者は死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある者 22 人のうち聴取することができた 3 人は申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間の勤務実態等を確認することはできない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、昭和 28 年 6 月 29 日の資格の喪失とともに、健康保険証の返納を示す「証返納済」の押印が確認できる上、この時期は定時決定制度の発足した年であるにもかかわらず、当該年の標準報酬月額に係る定時決定の記録は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月25日から27年11月1日まで

私は、昭和25年4月にA社に入社し、30年9月に退職するまで、継続して同社に勤務した。

しかし、社会保険事務所には、その勤務期間の途中である申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」としている上、元事業主及び申立期間当時の経理担当者の所在は不明であり、総務担当者等も死亡しているため、同社及びこれらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人と同様に当該事業所において厚生年金保険加入記録が途中で欠落している者も見られるが、この者は欠落期間について、「自らいったん退職した後、再入社した。」としており、社会保険事務所の記録に不自然な点は見られない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の昭和26年5月25日の被保険者資格の喪失に伴い健康保険証が返納されている旨記載されており、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 30 日から 34 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 29 年 4 月に 5 年間 A 社に入社し、34 年 4 月まで B 業務に従事したが、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

A 社では食事付きの住み込みという形態であり、給与としての支給は受けておらず、2 年程度厚生年金保険に加入していた期間があることも知らなかったが、5 年間勤務したことは間違い無いので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に A 社に入社したとする複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同時期に同社に入社し、申立人と同時期まで勤務したとする同僚 3 人は、申立人と同様、昭和 29 年 9 月 15 日に資格を取得し、31 年 7 月 30 日に喪失していることが確認できる。

また、当該被保険者名簿において、A 社では、申立人が資格を喪失した昭和 31 年 7 月 30 日に在籍していた 15 人の被保険者のうち、事業主及びその親族等を除く 8 人の従業員が資格を喪失しており、当該資格の喪失者のうち 4 人は、37 年 10 月 1 日に同社で資格を再取得しているが、新たな厚生年金保険の記号番号を付与されていることから、申立期間当時、A 社では、何らかの事情により大半の従業員の資格を一斉に喪失させたものと考えられる。

さらに、A 社では、申立期間を含む昭和 30 年 6 月 16 日から 37 年 9 月 30 日の間に、新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、A 社の当時の事業主は死亡しており、経理担当者であった事業主の

妻も高齢の為、これらの者から申立人に係る申立期間の保険料控除は確認できない上、申立人自身も、保険料控除について具体的な記憶を有していない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月から27年2月1日まで

私の夫は、婚姻前の昭和25年2月から27年1月31日までの期間、私の兄が勤務していたA社に勤めていたが、社会保険庁の記録では同社で勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間になっている。夫の兄も、当初は同社で勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間になっていたが、後に記録が見つかり、加入期間として認められたので、私の夫の申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一定期間、A社に在職していたことは、昭和25年6月ごろに同社に入社した申立人の兄が、「申立人は同年9月ごろに同社に入社した。」と陳述している。

しかし、申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚は、申立人のことを記憶していないと陳述しており、また、事業主も既に死亡していることから申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人がA社に入社したと思われる昭和25年9月ごろの同社の従業員数は、申立人の兄が記憶している同社の設備台数等から57人から71人の範囲と考えられるところ、同時期の同社での厚生年金保険被保険者数は43人であることから、同社がすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 5 日から 63 年 5 月 10 日まで
② 昭和 63 年 5 月 13 日から平成 4 年 2 月 3 日まで
③ 平成 8 年 5 月から 9 年 2 月まで

私は、昭和 62 年 10 月 5 日から 63 年 5 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない（申立期間①）。

B 社に勤務していた期間のうち、昭和 63 年 5 月 13 日から平成 4 年 2 月 3 日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない（申立期間②）。

平成 8 年 5 月から 9 年 2 月まで B 社に再び勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない（申立期間③）。

以上 2 社の勤務期間について、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、期間は明らかではないものの、申立人が A 社に在籍していたことは同僚の陳述により認められる。

しかし、A 社は、申立期間当時の申立人の給与から厚生年金保険料を控除したかどうかについては不明と陳述しているものの、複数の同僚は、「入社 1 年後に厚生年金保険に加入させていたようである。」と陳述している。

また、申立人及び昭和 62 年ごろ入社したとする同僚は、A 社における申立期間当時の従業員数についてそれぞれ、20 名前後及び 10 名前後であったと陳述しているが、社会保険庁の記録において同年 10 月時点の被保険者数は 4 名であることが確認できる。

以上のことから、A 社は、申立期間においてすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、A 社に係る厚生年金被保険者名簿をみると、健康保険の整理番号に

欠番が無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

申立期間②及び③について、期間は明らかではないものの、申立人がB社に在籍していたことは、同僚の陳述及び申立人が提出した「受講記録カード」等により認められる。

しかし、B社の事業主は、「社会保険に入りたくないという従業員もいたので、従業員全員を社会保険には加入させていなかった。」と陳述している。

またB社の複数の同僚は、「入社後1年から2年程後に社会保険に加入した。」と陳述している。

以上のことから、B社は、申立期間②及び③において、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、B社に係る厚生年金被保険者名簿をみると、健康保険の整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月25日から47年12月20日まで

私は、A社の下請事業所であるB社の代表から同社を引き継いで独立するまでの、昭和42年3月1日から47年12月20日の期間はA社でC業務従事者として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月1日にA社に入社して以降、47年12月20日に同社の下請事業所であるB社の事業主に就任する直前まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の事業主及び同社部長は、申立人が昭和42年3月からB社の従業員であったと陳述している。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和42年4月25日に被保険者資格を喪失し、備考欄には健康保険証が返却されたことが記載されており、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

なお、A社の事業主は、同社の社員ではない申立人が、同社において1か月の厚生年金保険加入記録があることについては不明であるとしているが、同社部長によると、同事業主と友人であったB社の元代表のD氏との間の話し合いで、申立人は資格を取得し、その後何らかの事情により資格の喪失の手続がとられたのではないかと陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
私は、亡夫が経営していたA社に、設立時の昭和 34 年から倒産するまで働いていた。同社設立時の従業員は、同社が適用事業所となった 37 年 12 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となっているが、経営者であった亡夫と自分は、それより遅い 39 年 4 月 1 日からの加入となっていることに納得ができないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社において住み込みで勤務していた複数の従業員の陳述から、申立人は、経営者の妻として申立期間において同社で勤務していたことは推定できる。

しかし、申立人の夫である事業主は既に死亡しているため、申立期間当時のA社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険整理番号に欠番は無いことから、一連の手續に不備があったとは考え難い。

さらに、申立期間当時の従業員は、A社における給与については、申立人から手渡されていたと陳述していること、及び申立人自身が給与明細の作成をしていたと認めていることから、申立人は、申立期間当時、同社の給与計算担当者であったことが認められ、社会保険事務所に対する厚生年金保険被保険者資格の取得手續に関与していたものと考えられる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月25日から32年11月1日まで
私は、昭和23年に当時個人事業所であったA社に入社し、しばらくして同社が法人化してB社に名称変更した後も58年まで継続して勤務した。
しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が記憶している同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間も継続してA社及びB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和26年8月25日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、一方、A社が法人化し名称変更したB社が適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した32年11月1日であり、申立期間は、A社及びB社ともに適用事業所ではない。

また、B社は、平成2年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主も所在不明であることから、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚3人は、社会保険事務所の記録をみると、いずれも、申立人と同一日の、A社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった昭和26年8月25日に被保険者資格を喪失しているところ、そのうち1人は、申立人と同一日にB社で再び資格を取得しており、申立期間は申立人と同様に厚生年金保険に未加入となっているが、同人は死亡しているため、申立期間の保険料控除を確認することはできない。また、ほかの2人は、A社での資格喪失後、別の事業所に転職したと陳述しており、申立期間はB社に勤務していな

い。

加えて、申立人は申立期間も給与から保険料を控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月から23年2月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、A社には昭和21年5月に入社し、申立期間も同事業所で勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の現在の事業主(申立期間当時の事業主の息子。)の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の現在の事業主は、申立期間当時の保険料控除について、当時事務を担当していた母から「給料が多い方がよいという従業員は厚生年金保険に加入させず、保険料も控除しなかった。」と聞いたことがあると陳述している。

また、B社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除は確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚はいずれも所在が不明であり、また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち所在が判明し聴取することができた1人は、申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年ごろから35年ごろまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社では、C業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年ごろから35年ごろまで、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が名称変更したB社は、現在、社会保険事務所の記録及び商業登記に係る記録において同社の所在地とされる場所には存在しておらず、現事業主及びその他の役員等の所在も不明であるほか、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、A社の上司及び同僚等の氏名を記憶していない上、社会保険事務所の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち所在が判明し聴取できた11人は、いずれも申立人を記憶しておらず、同僚等から申立人の勤務状況等について確認することもできなかった。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 30 日から 48 年 11 月 1 日まで
私の夫は、昭和 47 年 4 月に A 社に入社し、49 年 4 月に退職するまで同社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の記録が無い。

夫がこの期間も、継続して A 社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の工場長及び同僚の陳述から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 47 年 7 月 30 日に被保険者資格を喪失し、その後、48 年 11 月 1 日に再取得したことが記録されているところ、事業主から当該資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難い。

また、当該被保険者名簿において、申立人と同様に、被保険者資格を喪失し、その後再取得している者が、昭和 47 年から 49 年までの間に 6 人見られ、そのうちの 2 人は、再取得までの期間に他社で被保険者資格を取得していることから、事業主がこれらの資格の取得及び喪失に係る届出を誤って行ったとも考え難い。

さらに、A 社は、昭和 59 年に解散し、申立期間当時の事業主は既に死亡し

ており、また、申立期間当時の社会保険事務担当者の氏名も不明であることから、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 22 日から 13 年 3 月 26 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に平成 12 年 4 月 22 日から 15 年 5 月 26 日まで勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたとしているが、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間の一部において、求職者給付金を受給していることが確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、社会保険庁における厚生年金保険の加入記録と一致しているほか、社会保険庁の記録において、申立人は申立期間のうち、前勤務先事業所（B社）の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 12 年 4 月 21 日から 13 年 1 月 11 日までの期間は、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」としていることから、当該事業所及び元事業主からは、申立人の同社での勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月1日から27年5月20日まで
② 昭和33年11月1日から36年3月20日まで

申立期間①に勤務していたA社(現在は、B社。)と、申立期間②に勤務していたC社D支社における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、B社の人事労務担当者は、「保管しているA社の当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したが、申立人が当社で厚生年金保険に加入した記録は無い。また、申立人の申立期間当時の勤務実態が確認できる人事関係資料は残っていない。」としており、申立期間における厚生年金保険料控除について、「加入手続もせず、給与から保険料を控除することは無い。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所の上記名簿において、申立人が同僚として名前を挙げた3人の記録は無く、申立期間に加入記録がある2人の同僚は申立人のことを記憶しておらず、申立期間の勤務実態等を確認することはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

申立期間②について、社会保険事務所の保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、C社及びF健康保険組合は、「社会保険事務に関する書類を無くしており、申立人に関する勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。」としているほか、同社の人事労務担当者は、「申立期間当時は、正社員以外は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」としており、申立期間にお

ける厚生年金保険料控除について、「加入手続もせず、給与から保険料を控除することは無い。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所の上記名簿において、申立人がC社に同じ日に入社したとする同僚の加入記録は、申立期間以前の昭和31年7月1日から33年12月23日までとなっており、陳述内容と符合しないほか、申立期間に加入記録がある3人の同僚は申立人のことを覚えていない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月1日から同年8月1日までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月1日から61年10月1日までについて、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和60年8月1日から61年10月1日まで

私は、昭和60年5月1日にA社へ入社しているのに、私の厚生年金保険の資格取得日が同年8月1日となっているのは納得できない。申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

次に、申立期間②については、A社では、ずっと25万円以上の給与を支給されていたのに、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が13万4,000円となっているのは納得できないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「申立人は、昭和60年5月1日から勤務している。」と回答していることから、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「申立期間①当時、健康保険及び厚生年金保険の資格の取得は、入社から3か月後としていたことから、申立人のように昭和60年5月1日入社であれば、同年8月1日付けで資格の取得の届出をしていたので、入社してから資格を取得するまでの間、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはしていない。」としている。

また、雇用保険の記録（昭和60年8月1日に資格を取得、平成10年3月11日に離職。）及びA社提出の健康保険被扶養者（異動）届に記載されている資格取得日（昭和60年8月1日）は、いずれも社会保険庁の資格取得日と一致しているほか、申立人が同期入社であったとしている同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も同日付けであることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人の国民年金の納付記録をみると、申立期間①当時の昭和 60 年 5 月から同年 7 月まで、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、A社に勤務した昭和 60 年 8 月 1 日から 61 年 10 月 1 日までの標準報酬月額（13 万 4,000 円）が、当時に受け取っていた報酬額（25 万円）より低額であると申し立てている。

しかし、A社が、作成保存している当時の社会保険台帳では、申立人の資格取得時の標準報酬月額は 13 万 4,000 円と記録されており、社会保険庁の記録と一致している。

また、A社は、「当時、手当等は含めず基本給のみを資格取得時の標準報酬月額として届出をしており、届出した標準報酬月額に基づく保険料しか控除はしていない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらず、また、申立期間②において事業主によりその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料並びに申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から42年2月1日まで

私は、昭和26年6月1日にA社に入社して、B社、C社と会社名は変わったが49年5月21日に退社するまで、継続して勤務していた。3社は、場所も事業主も同じだった。事業主の勤続証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元事業主提出の勤続証明書及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る記録において昭和41年1月1日に資格の喪失の届出時に健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の押印が確認できる上、C社において42年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得しているのが確認できる。

また、上記の同僚の一人は、「社長から、会社が倒産しそうなのでしばらく失業保険をもらってくれと言われた。」と陳述しているほか、別の同僚の一人は、「会社は倒産状態であったことから、厚生年金保険の保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、上記事業主は、「事務員に任せていたので何も分からない。」としており、保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間における申立人の記録は無いほか、記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月7日から29年11月6日まで
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた昭和24年4月7日から29年11月6日までの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の制度のことは知らなかったし、請求手続きをしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」と記されているほか、支給金額及び資格期間等が記載されており、その内容は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から1か月後の昭和29年12月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和47年8月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 26 日から 41 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 32 年 1 月から 41 年 2 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、その期間の脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無い。脱退手当金を受給したと納得できる証拠を一度も見せてもらっておらず、納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A 社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 8 か月後の昭和 41 年 10 月 4 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、管轄する社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、同社での被保険者資格の喪失後の昭和 41 年 9 月 21 日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金は、同年 10 月 4 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から平成7年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていた。申立期間当時、給与の月額は50万円ぐらいあり、税金及び社会保険料等が併せて8万円ぐらい控除されていた覚えがあるので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と異なっていると申し立てしているところ、申立人は申立期間に係る給与明細書等の資料を保管していないため、申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

一方、A社が提出した申立人に係る平成6年4月から7年12月までの賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、昭和56年8月から平成16年10月までA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚の元年9月から7年9月までの給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の当該同僚に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

以上の事情から、A社では、従業員の給与から社会保険庁に届け出た標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を継続して控除していたことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらず

ない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から 10 年 4 月 10 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなったのは平成 12 年 5 月 18 日であり、それまでの間、社会保険に係る手続を行っていたにもかかわらず、資格喪失日が同年 3 月 16 日となっているのは納得できないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る登記簿謄本及び社会保険庁の記録等により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険被保険者記録では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格を平成 7 年 10 月 3 日付けで同年 3 月 16 日にさかのぼって喪失させる旨の処理が行われていることが確認できる。

さらに、上記の記録から、申立人の標準報酬月額について、平成 7 年 6 月 1 日に月額 38 万円から 9 万 8,000 円へと減額する随時改定と同年 10 月 1 日に定時決定が行われているが、これらの取消処理も同年 10 月 3 日付けで同時に行われていることが確認できる。

一方、社会保険事務所の不納欠損整理簿では、A社について損金として多額の記載があり、平成 14 年 1 月 31 日付けで決議処理されているが、社会保険事務所は、「不納欠損整理簿に記載される場合は、幾度となく催促が行われており、代表取締役がその事実を知り得ないことは考えられない。」と回答している。

このため、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった平成 12 年 5 月 18 日まで同社の代表取締役である申立人が、7 年 10 月 3 日に同社からの届出により行われた自己に係る厚生年金保険の資格の喪失の遡^{てきゆう}及訂正について全く関与せず、また、承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、資格喪失処理にかかわっており、同社の業務に関連して行われた当該処理について責任を負うべきであり、当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月1日から平成11年4月1日までの期間及び平成13年4月1日から18年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年4月1日から13年4月1日までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月1日から平成11年4月1日まで
② 平成11年4月1日から13年4月1日まで
③ 平成13年4月1日から18年7月1日まで

私は、昭和54年5月にA社に入社し、B業務担当及びC業務担当として勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、同年5月から平成11年3月までの期間及び13年4月から18年6月までの期間について、標準報酬月額が給与明細記載額よりも低くなっており、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい(申立期間①及び③)。

また、平成11年4月から13年3月までの期間、知らないうちに厚生年金保険から国民年金へ変更されており、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい(申立期間②)。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人は、標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間①及び③の標準報酬月額について、実際の給与支給額と比べて低いと申し立てているところ、申立人から提出された給与支給明細書等の資料から確認される給与支給総額は、A社から社会保険事務所及びD健康保険組合に届出されている標準報酬月額を上回っていることが認められるものの、これらの資料で源泉控除が確認できる厚生年金保険料額から算出される標準報酬月額は、上記の社会保険事務所及びD健康保険組合に届出された標準報酬月額とおおむね同額であることが確認できる。

以上の事情から、A社は、申立期間①及び③の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人がA社に在職していたことは、雇用保険の記録、同社人事部及び複数の同僚の証言から認められる。

しかし、A社は、「平成11年4月1日から13年4月1日までの期間、経営悪化に伴い従業員に説明の上、全員を厚生年金保険から国民年金へ変更した。」と回答しており、同僚照会により回答があった9人の従業員全員も、「当時、会社から説明を受けた上、国民年金に加入した。」と供述している。

また、D健康保険組合は、申立人が平成11年4月から13年3月までの期間、任意継続被保険者であったと回答している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 30 日から 62 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険庁に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では昭和 56 年 8 月 30 日に代表取締役を退任し、62 年 7 月まで社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人は、昭和 55 年 9 月から 57 年 10 月までA社の代表取締役であったことが商業登記簿から認められ、また、同社は、社会保険事務所において56年10月5日受付で休業による適用事業所では無くなった旨の処理が行われ、同年8月30日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることが確認できる。

さらに、A社の同僚4人は、「申立人は同社の社長であり、申立期間中は同社が休業状態であった。」と証言している。

加えて、申立人は、昭和 56 年 8 月 30 日にA社の代表取締役を退任し、社員として勤務したと供述しているが、社員であったとする期間について、雇用保険の記録を確認することができない。

このため、A社の代表取締役であった申立人が、昭和 56 年 10 月 5 日に同社からの届出により行われた同社に係る休業届による自己に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失の遡^{そきゅう}及適用について全く関与せず、また、承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。